

マイナ保険証をお持ちの方には



「資格情報のお知らせ」を

マイナ保険証をお持ちでない方には

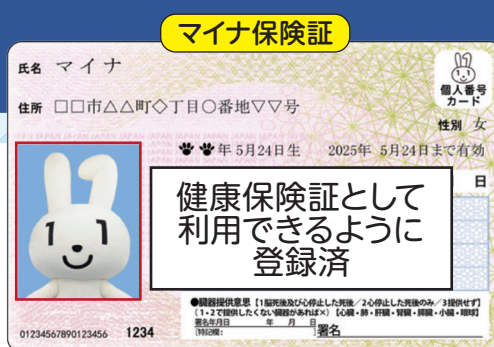
「資格確認書」を交付します。

POINT
1

「マイナ保険証」とは？

保険証として利用できるように登録を行ったマイナンバーカードです。

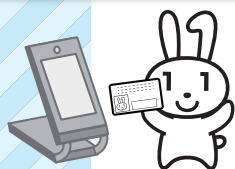
※登録方法は裏面を参照



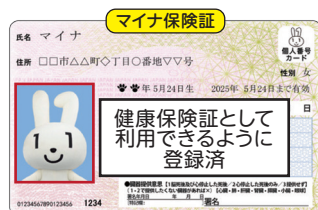
POINT
2

病院等を受診する際には何をもっていけばいいの？

マイナ保険証を
お持ちの方



【原則】
マイナ保険証で受診



【医療機関等でカードの読み取りができない場合】
マイナ保険証 + 「資格情報のお知らせ」(※1)
(・マイナポータル画面)



資格情報のお知らせ	
交付者	年 月 日 発行
交付先	年 月 日
有効期限	年 月 日
番号	000000
氏名	(姓) 名
負担割合	年 月 日
受診の際はマイナ保険証がなくても必要です	

資格情報のお知らせ(イメージ)

注意:「資格情報のお知らせ」(・マイナポータル画面)のみでは保険診療を受けることができません。

マイナ保険証を
お持ちでない方(※2)

資格確認書で受診

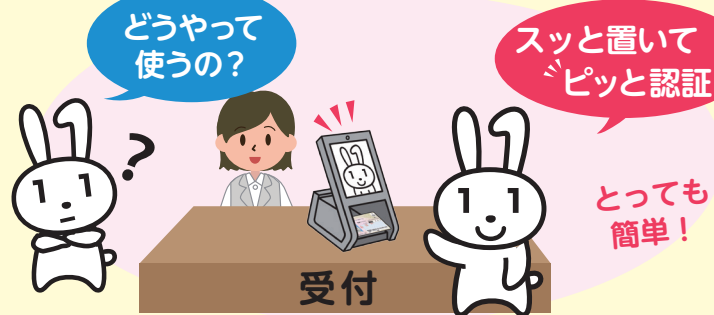
資格確認書	
交付者	年 月 日
交付先	年 月 日
有効期限	年 月 日
番号	000000
氏名	(姓) 名
負担割合	年 月 日
受診の際はマイナ保険証がなくても必要です	

資格確認書(イメージ)

※1 新たに国民健康保険に加入されたときや、70歳以上の方で負担割合が変更となったときなどに交付されます。

※2 マイナ保険証での受診が困難で、資格確認書の交付を申請された方にも資格確認書を交付します。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

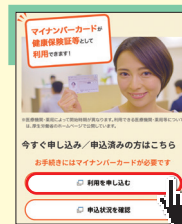


1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



(※) 子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

利用申込はカンタン！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル※やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。



マイナンバー（12桁の数字）は使いません！

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー（12桁の数字）は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありません。

どないいいことが? 7つのメリット

POINT 1

より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになりました。
※薬剤情報は、2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになりました。



POINT 2

自身の健康管理に役立つ

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。
※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになりました。



POINT 3

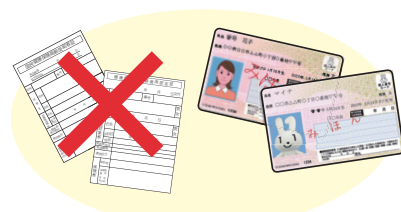
オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになりました。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となりました。
※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となりました。

POINT 4

手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT 5

医療保険の資格確認がスムーズに！

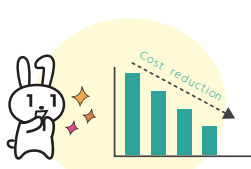
カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT 6

医療費の事務コストの削減！

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT 7

健康保険証としてずっと使える！

就職や転職、引越をして、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



健康保険証等情報の確認方法



マイナポータルサイトにログイン後、トップページから「健康保険証」アイコンを選択すると、健康保険証についての情報を確認することができます。